

京 都 大 学 に お け る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 5 章 開 示、訂 正 及 び 利 用 停 止</p> <p>第 1 節 開 示</p> <p>(開 示 請 求)</p> <p>第 2 0 条 法 第 1 2 条 の 規 定 に 基 づ き、保 有 個 人 情 報 の 開 示 を 請 求 し よ う と す る 者 (以 下 「開 示 請 求 者」とい う。) は、所 定 の 開 示 請 求 書 を 開 示 窓 口 に 提 出 し て 行 わ な け れ ば な ら ない。</p> <p>2 前 項 の 開 示 請 求 書 の 提 出 に 際 し て は、法 第 1 3 条 第 2 項 に 定 め る 書 類 を 提 示 し、又 は 提 出 し な け れ ば な ら ない。</p> <p>3 第 1 項 に 定 め る 開 示 窓 口 は、総 務 部 法 務 室 に 置 く。</p> <p>4 前 項 に 定 め る も の の ほ か、医 学 部 附 属 病 院 (以 下 「病 院」とい う。) に、<u>病 院 に お い て 管 理 す る 診 療 情 報 (保 有 個 人 情 報 の う ち、診 療 を 目 的 と し て 医 療 従 事 者 が 作 成 し た も の を い う。以 下 同 じ。)</u> に 係 る 請 求 の 処 理 を 行 う た め、<u>診 療 情 報 開 示 窓 口</u> を 置 く。</p> <p>(開 示 請 求 書 の 補 正)</p> <p>第 2 1 条 前 条 第 1 項 に よ り 提 出 さ れ た 開 示 請 求 書 に 形 式 上 の 不 備 が あ る と 認 め る と き は、開 示 窓 口 (<u>診 療 情 報 開 示 窓 口</u> を 含 む。第 2 3 条 を 除 き、以 下 同 じ。) に お い て、開 示 請 求 者 に 対 し、相 当 の 期 間 を 定 め て、そ の 補 正 を 求 め る こ と が で き る。こ の 場 合 に お い て、開 示 請 求 者 に 対 し、必 要 に 応 じ て 補 正 の 参 考 と な る 情 報 を 提 供 す る も の と す る。</p> <p>(中 略)</p> <p>(手 数 料)</p> <p>第 3 1 条 開 示 請 求 者 は、第 2 0 条 の 規 定 に よ る 請 求 を 行 う に 当 た っ て は、総 長 が 別 に 定 め る 方 法 に よ り 手 数 料 を 納 付 し な け れ ば な ら ない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項 の 規 定 に か か わ ら ず、<u>診 療 情 報 開 示 窓 口</u> に お け る 開 示 請 求 に 係 る 手 数 料 の 納 付 方 法 に つ い て は 病 院 の 保 護 管 理 者 の、手 数 料 の 額 に つ い て は 京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 (昭 和 4 0 年 達 示 第 2 号) の 定 め る と ころ に よ る。</p> <p>4 (略)</p> <p>(権 限 及 び 事 務 の 専 決)</p> <p>第 3 1 条 の 2 総 括 保 護 管 理 者 は、<u>診 療 情 報 開 示 窓 口</u> に お け る 開 示 請 求 に 係 る 第 2 5 条 か ら 第 3 0 条 ま で に 規 定 す る 権 限 及 び 事 務 に つ い て 病 院 の 保 護 管 理 者 に 専 決 さ せ る。</p> <p>(中 略)</p> <p>(<u>診 療 情 報 開 示 窓 口</u> に お け る 開 示 請 求 等 に 係 る 処 理)</p> <p>第 4 4 条 の 2 この 章 に 定 め る も の の ほ か、<u>診 療 情 報</u></p>	<p>第 5 章 開 示、訂 正 及 び 利 用 停 止</p> <p>第 1 節 開 示</p> <p>(開 示 請 求)</p> <p>第 2 0 条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 前 項 に 定 め る も の の ほ か、医 学 部 附 属 病 院 (以 下 「病 院」とい う。) に、<u>病 院 に お い て 管 理 す る 患 者 に 関 す る 保 有 個 人 情 報 に 係 る 請 求 の 処 理 を 行 う た め、診 療 情 報 等 開 示 窓 口</u> を 置 く。</p> <p>(開 示 請 求 書 の 補 正)</p> <p>第 2 1 条 前 条 第 1 項 に よ り 提 出 さ れ た 開 示 請 求 書 に 形 式 上 の 不 備 が あ る と 認 め る と き は、開 示 窓 口 (<u>診 療 情 報 等 開 示 窓 口</u> を 含 む。第 2 3 条 を 除 き、以 下 同 じ。) に お い て、開 示 請 求 者 に 対 し、相 当 の 期 間 を 定 め て、そ の 補 正 を 求 め る こ と が で き る。こ の 場 合 に お い て、開 示 請 求 者 に 対 し、必 要 に 応 じ て 補 正 の 参 考 と な る 情 報 を 提 供 す る も の と す る。</p> <p>(手 数 料)</p> <p>第 3 1 条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 前 2 項 の 規 定 に か か わ ら ず、<u>診 療 情 報 等 開 示 窓 口</u> に お け る 開 示 請 求 に 係 る 手 数 料 の 納 付 方 法 に つ い て は 病 院 の 保 護 管 理 者 の、手 数 料 の 額 に つ い て は 京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 (昭 和 4 0 年 達 示 第 2 号) の 定 め る と ころ に よ る。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(権 限 及 び 事 務 の 専 決)</p> <p>第 3 1 条 の 2 総 括 保 護 管 理 者 は、<u>診 療 情 報 等 開 示 窓 口</u> に お け る 開 示 請 求 に 係 る 第 2 5 条 か ら 第 3 0 条 ま で に 規 定 す る 権 限 及 び 事 務 に つ い て 病 院 の 保 護 管 理 者 に 専 決 さ せ る。</p> <p>(<u>診 療 情 報 等 開 示 窓 口</u> に お け る 開 示 請 求 等 に 係 る 処 理)</p> <p>第 4 4 条 の 2 この 章 に 定 め る も の の ほ か、<u>診 療 情 報</u></p>

改正前	改正後
<p>開示窓口における開示請求等に係る処理に関し必要な事項は、病院の保護管理者が定める。 (後 略)</p>	<p>等開示窓口における開示請求等に係る処理に関し必要な事項は、病院の保護管理者が定める。</p> <p>附 則 この規程は、令和2年10月1日から施行する。</p>